

平成23年6月15日
文 部 科 学 省

法科大学院教育について

I. 司法制度改革と法科大学院制度

1. 法曹養成制度の基本理念

法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度は、司法制度改革審議会（平成11年7月に内閣の下に設置）が平成13年6月にとりまとめた意見書（以下「審議会意見書」という。）を踏まえ、法曹人口の拡大や裁判員制度と並ぶ内閣全体として取り組む司法制度改革の大きな柱として、その導入について平成14年3月に司法制度改革推進計画で閣議決定された（司法制度改革に内閣全体で取り組むために平成13年12月に司法制度改革推進本部を設置）。（資料1-1）

※ 司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）（抄）

第2 法曹養成制度の改革

司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的な法律知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力、職業倫理等が広く求められることを踏まえ、法曹養成に特化した教育を行う法科大学院を中核とし、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた新たな法曹養成制度を整備することとし、そのための措置を講ずる。

2. 制度の概要

審議会意見書の提言を受けた中央教育審議会の議論を踏まえ、法科大学院の制度設計について専門職大学院設置基準などで以下のとおり定められた。（資料1-2）

- (1) 修業年限：3年（法学の基礎を学んだ法学既修者は2年）。
- (2) 修了要件：93単位以上（法学既修者は30単位まで履修したものとみなすことが可能）。
- (3) 教員組織：必要専任教員中の2割以上は実務家教員。

(4) 教育内容：授業人数は少人数，授業方法は双方向・多方向授業が基本。理論と実務の架橋を強く意識した教育を実施。

※ 法科大学院の授業科目

- ・ 法律基本科目群 (公法系、民事系、刑事系)
- ・ 実務基礎科目群 (法曹倫理、法情報調査、法文書作成、模擬裁判など)
- ・ 基礎法学・隣接科目群 (基礎法学、外国法、政治学、法と経済学など)
- ・ 展開・先端科目群 (独占禁止法、地方自治法、立法政策など)

なお、資力の十分でない者が経済的理由から法科大学院に入学することが困難となることのないように、授業料減免や奨学金制度などの支援制度が整備されている。(資料14-1、14-2)

3. 法科大学院の設置と教育の質の保証の仕組み

(1) 法科大学院の設置については、審議会意見書で、「基準を満たしたものを認可することとし、広く参入を認める仕組みとすべき」と明記されたことを踏まえ、関係者の自発的創意に基づき、大学設置・学校法人審議会（以下、「設置審」という）の審査を経て、基準を満たしたものを設置認可した。(資料3-1)

また、設置認可後も、開設年度に入学した学生が修了する年度までの設置計画の履行状況や、設置認可時の留意事項への対応状況について、設置審が調査を実施している（設置計画履行状況等調査）。

※ 開設状況（平成23年度現在）：74校（内訳：国立23校，公立2校，私立49校）
なお、平成23年より1校は募集を停止している。

(2) 大学の質保証システムは、平成16年度からは、従来の最低基準を定める「設置基準」及び最低基準の担保のための「設置認可審査」による事前規制型から、事前規制と設置後の「認証評価」（文部科学大臣が認証した評価機関による評価）による事後確認の併用型に転換することとなった。

法科大学院については、大学全体を評価する7年ごとの機関別評価とは別に、5年ごとに法科大学院の教育研究活動の状況についての分野別評価を受けることとされた。(資料5-1)

また、法科大学院の認証評価については、審議会意見書の提言を踏まえ、

- ① 評価結果について、文部科学大臣から法務大臣に通知すること
 - ② 適格認定を受けられなかった法科大学院に対し、文部科学大臣から報告または資料の提出を求めること
- など、厳格に運用することとされた（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律）。（資料5－2）

(3) 認可されたすべての法科大学院の教育水準の確保のため、現職の裁判官や検事の派遣制度を創設する（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律）とともに、弁護士会からの教員の派遣協力が行われることとなった。

II. 法科大学院教育の質の向上にかかる課題と取組

文部科学省では、平成21年4月に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「法科大学院特別委員会」という。）がとりまとめた「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「特別委員会報告」という。）の提言に基づき、法科大学院教育の質の向上を目指し、以下の取組を進めている。（資料8－1）

1. 法科大学院教育の入口と出口の質の確保

(1) 入学者の質の確保のためには、入学者選抜における競争的な環境を整えることが不可欠であり、特別委員会報告で、競争倍率（受験者数／合格者数）が2倍を下回る状況は、入学者選抜における選抜機能が十分に働いていない、と提言されていることを踏まえ、各大学に対し、入学者選抜の競争性の確保を促している。

平成23年度の入学者選抜では競争倍率が前年度より上昇し、改善が見受けられる一方、一部の法科大学院では競争倍率が依然として2倍未満となっており、引き続き改善の取り組みが必要である。（資料9－2）

※平成23年度入学者選抜における、平均競争倍率は、前年度比0.14ポイント上昇の2.89倍（前年度2.75倍）。

※平成23年度入学者選抜における競争倍率が2倍未満の法科大学院は、前年度40大学より22大学減少の18大学。

また、入学者選抜の合否判定の要素である適性試験（資料9－3）について、試験の趣旨を損なうような点数の著しく低い者が入学することがないよう、入学者選抜において適切な取扱いを促している。

※平成23年度入学者選抜において、適性試験の最低限必要な基準点を設定した大学は25校（前年度19校）。なお、基準点の設定はしていないものの選抜において考慮して判断している大学もある。

また、多様な人材を法曹に受け入れるという新しい法曹養成制度の理念を踏まえ、各法科大学院において法学部以外の学部の出身者や社会人の入学者を確保するよう求めている。各法科大学院においては、夜間コースの設置や長期履修制度の活用などに取り組んでいるが、非法学部出身者及び社会人の入学者は年々減少しており、法曹養成制度全体として改善に取り組んでいくことが必要である。

※非法学部出身の入学者 平成16年度 34.5% → 平成23年度 20.7%
(1,765人) (748人)

※社会人入学者 平成16年度 48.4% → 平成23年度 21.1%
(2,792人) (764人)

(2) 法科大学院での学修がいずれかの科目群に偏ることのないよう、展開・先端科目などの法律基本科目（憲法・民法・刑法など）以外の科目群の単位数を維持する一方で、法律基本科目の学修の強化を図っている。そのため、法学未修者1年次では、1年あたりの履修登録上限単位数の標準である36単位を超えて、法律基本科目を6単位程度増加することを可能となる（この場合、増加した法律基本科目の単位数の分、修了に必要な単位数の総数が増加）よう、専門職大学院設置基準の関係規定の改正を行った。（平成22年4月施行）（資料10－2）この改正を受け、各法科大学院では、法律基本科目の学修強化に取り組んでいる。

併せて、法科大学院の修了者が共通に備えておくべき能力等を明確にし、修了者の質を保証することを目的とした共通的な到達目標の導入を推進している。

各法科大学院においては厳格な成績評価・進級判定・修了認定の徹底するため、GPA制度の導入や、FD（ファカルティ・デベロップメント）に取り組む等、修了者の質の確保を図っている。（資料10－1）

※ 標準修業年限修了者数は、平成18年度4,382人（80.6%）

→ 平成22年度3,932人（73.6%）

2. 法科大学院の組織見直し

(1) 文部科学省として、各法科大学院に対し、特別委員会報告や法曹養成制度に関する検討ワーキングチームの指摘に基づき、入学定員の見直しなどの組織見直しを促しており、現在はピーク時に比べ約2割の削減が行われている。（資料4）

※ 平成19年度（ピーク時）5,825人 → 平成23年度4,571人：▲1,254人（▲21.5%）

（23年度までに全ての法科大学院で入学定員の削減を実施）

(2) さらに、特別委員会報告やワーキングチームの指摘を踏まえ、新司法試験の合格率や、入学者選抜の競争倍率を指標として、深刻な課題を抱える法科大学院における公的支援（国立大学法人運営費交付金や私学助成）を見直すこととしている。（見直し措置は平成24年度より実施）。（資料13）

3. 法科大学院の質の保証システムの強化

(1) I. で述べたとおり、設置認可後の法科大学院の質保証制度については、法令に定められたものとして、以下の制度がある。

① 開設年度に入学した学生が修了する年度までの設置計画の履行状況や、設置認可時の留意事項への対応状況について、設置審が調査を実施する「設置計画履行状況等調査」（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則）

② 文部科学大臣が認証した評価機関が5年ごとに法科大学院の教育研究活動の状況について評価する「認証評価」（学校教育法）

また、法令に定められた以外の質保証の取組として、以下の取組がある。

③ 法科大学院特別委員会が、特別委員会報告に基づいた各法科大学院の改善状況について調査を実施する「改善状況調査」

改善状況調査（書面・ヒアリング・実地調査）を継続することにより、引き続き、各法科大学院の改善に関する取組を促進している。（資料12-3）

(2) 認証評価について、法科大学院が法曹養成の中核的機関としての役割を十分に果たしているかを評価するため、認証評価の細目について定める省令を改正し、新司法試験の合格状況や企業や官公庁など、法曹（裁判官，検察官，弁護士）以外の進路を含む，法科大学院修了者の進路に関する事項などを評価項目に新たに追加し，適格認定に当たっては総合的に評価を実施することなど，法科大学院に係る認証評価の評価基準・方法の改善を行った。（資料10-2）